

第33回 教育研究評議会 議事要旨

日 時：平成18年8月9日（水）13：30～15：38

場 所：事務局 第1会議室

出席者：22名（欠席者4名）

大塚 悟 環境・建設系 教授

斎藤秀俊 技術開発センター長

第32回 教育研究評議会 議事要旨について

学長から、議事要旨（案）のとおり確認された旨の報告があった。

議 題

1 ダナン大学とのツイニング・プログラムについて

大塚 悟 環境・建設系 教授から、資料1に基づき説明があり、審議の結果、これを承認した。（大塚教授は、当該審議終了後に退席）

2 技術開発センター非常勤講師（客員教授）の選考について

斎藤秀俊 技術開発センター長から、資料2に基づき説明があり、審議の結果、第344回 教授会（教授；工学部及び工学研究科）に付議することを了承した。

（斎藤センター長は、当該審議終了後に退席）

3 学内規則等の制定等について

（1）教員の再任審査手続要領の制定について

（2）教員選考手続要領の改正について

事務局長から、資料3-1及び3-2に基づき説明があった。

この後、構成員から、下記①から⑩のとおり質疑応答があり、審議の結果、所要の事項を加筆・訂正の上、第344回教授会（教授；工学部及び工学研究科 並びに 技術経営研究科 合同）までに、構成員から確認を得ておくこととされた。

①所定の時期までに再任の申出がない場合、新しい者に係る採用手続に入る時期は、どのようになるのか。

《事務局長から説明》

○事務的には、先ず、系長等を介して該当者の意思を確認する必要がある。再任を希望しないことが確認された場合は、系長等を介して学長まで報告の上、通常の教員選考手続を行うこととなる。

②再任を希望しない場合の通常の教員選考手続についても記載しておく必要はないか。

③該当教員が退職した後の教授会で「後任の教員選考を行う。」という取決めがあるが、空白期間が生じないように、再任を希望しない場合、及び再任審査の結果、再任が否となった場合の取扱いについて考えておく必要があるのではないか。

《学長から説明》

○系等において当該任期等を踏まえて、補充するかどうか検討することとなる。

④プロジェクトの場合は、本人の希望の有無にかかわらず、大学側がプロジェクトを継続とするか又は廃止とするかにより判断するものではないのか。

⑤その部門（系、センター等）が任期制となった根拠、及び任期付き教員を置くこととなった根拠を明確にしてほしい。

また、特定のポストに限り、なぜ任期制が継続されるのかも明確にしてほしい。

⑥再任された場合でも、また、再び自動的に「再任可」となるのか。

《事務局長から説明》

○任期の根拠は任期法に定められており、これを受けて本学の任期に関する規程を制定している。

再任された場合は、再任期間満了時に再度再任審査手続をとることとなる。

⑦任期に関する規程が施行される前から既に在職している者には適用されず、その規程の施行後に採用された者から適用された。

どのポストを、どの程度の期間の任期制とするかなど深い議論はなかったと記憶している。

⑧再任手続の時期が遅いのではないかと。再任不可となった者の再就職、及び本学にとっても、次の適任者の採用に支障が生ずる可能性がある。再任手続の開始時期を繰り上げる必要があるのではないかと。

《事務局長から説明》

○再任不可となった場合の就職活動の時期等も考慮して、任期満了の6か月前が限度と判断した。

○本学では、特定の部門を除いて任期は5年としている。任期が2年の場合、業績を見極めて再任審査を行うことが難しくなる。

《学長から説明》

○任期に関する規程が施行される前から既に在職している者には、当該者との間に合意なく任期を付することはできない。規程が施行された日以降に採用された者から適用されるものである。

○再任希望教員に係る在職中の業績を評価することは、当該者が採用される時点で評価基準等を明示しておかない限り相当に難しい。ただし、学内にいくつかの任期制ポストを導入したからには、それぞれのポストに係る再任の業績評価基準を事前に明確にしていく必要はあると考えられる。

[次頁へ続く]

⑨有期労働契約を更新しないというのは、労働法上いくつかの規定が設けられているが、それらは考慮されているのか。

《事務局長から説明》

○国が任期法案を制定するときに旧労働省と折衝して、合意されている。

⑩「業績」と「職務」とは、同じレベルに考えられないのではないか。

《事務局長から説明》

○他大学の事例等から、「業績」としても差し支えないものとする。

⑪「任期付教員再任希望申出書」について、再任を希望しない場合も、その旨明記させるものとした方がよいのではないか。

《事務局長から説明》

○再任審査手続要領に規定したい。

4 「機械安全工学」寄附講座の設置変更について

丸山理事（研究委員会委員長）から、資料4に基づき説明があり、審議の結果、第344回教授会（教授、助教授及び講師；合同）に付議することを了承した。

5 所属の異動について

武藤 システム安全系長から、資料5に基づき説明があり、審議の結果、第344回教授会（教授 工学部及び工学研究科 並びに 技術経営研究科；合同）に付議することを了承した。

6 教員の選考について

松本 環境・建設系長から、資料6-1及び6-2に基づき説明があり、審議の結果、第344回教授会（教授；工学部及び工学研究科）に付議することを了承した。

7 教員選考委員会の設置について

高田 電気系長から、資料7に基づき説明があり、審議の結果、第344回教授会（教授；工学部及び工学研究科）に付議することを了承した。

8 博士後期課程指導教員の資格認定について

宮田 副学長から、資料8に基づき説明があり、審議の結果、第344回教授会（教授；工学部及び工学研究科）に付議することを了承した。

教授会審議事項の報告

1 平成18年度 大学院工学研究科博士後期課程 9月進学者の選考（第2次選考）について

2 大学院修了者（8月）の認定について

学長から、上記1及び2について、資料9に基づき、第344回教授会（教授、助教授及び講師；合同）で審議される旨の報告があった。

報 告

1 長岡技術科学大学 開学 30 周年記念式典等 の挙行について

丸山理事から、資料10に基づき報告があった。

2 平成 18 年度学長裁量経費（施設運営費）に係る採択一覧について

学長から、資料11に基づき報告があった。

3 外部研究資金受入状況について

研究推進課長から、資料12に基づき報告があった。

4 学内での喫煙マナーの徹底及び交通事故に対する注意について

学長から、喫煙マナーの徹底並びに道路交通法の遵守及び安全の確保について、要請があった。

5 外出時における安全の確保について

学生支援課長から、学生が、大学周辺で乗用車からのロケット花火及び爆竹による被害を受けたので、安全確保に留意するよう要請があった。

6 「長岡まつり」について

学生支援課長から、民踊流し等、学生及び教職員の多数の参加があったことについて、謝辞が述べられた。

7 学術国際委員会 専門部会の設置について

石崎副学長から、資料13に基づき報告があった。

8 委員会報告

(1) 教務委員会

①平成18年度第1学年入学者の課程配属の決定について

②大学院学生の研究指導の委託について

③学術交流協定等に基づく学生の派遣及び受入れについて

④研究生の選考について

⑤父母懇談会について

宮田副学長から、上記①から⑤について、資料14から17に基づき報告があった。

(2) 入学者選抜方法研究委員会

①オープンキャンパスについて

入試課長から、参加状況等について報告があった。

9 その他

(1) 学長から、週刊 東洋経済 (8/12・19 号) に本学の J A B E E に係る記事が掲載された旨の報告があった。

(2) 学長から、新潟県知事 泉田裕彦 知事が、8月15日(火)に来学する旨の報告があった。

- (3) 構成員から、父母懇談会の開催時期を、成績の判明する時期に繰り下げられないかとの質問があり、宮田副学長から、研究室公開のことなどを考慮すると、容易に繰り下げられない旨の回答があった。
- (4) 構成員から、喫煙マナーの乱れが生じたことにかんがみ、「喫煙防止教育推進検討ワーキング」を再発足させて、継続的に喫煙マナーの向上及び受動喫煙の害について関心を持つよう図ってはどうかとの意見があった。
また、主に教職員の喫煙マナーが悪いと思われるので、学生の見ているところでは、絶対に喫煙しないよう要請があった。
- (5) 構成員から、センターの改組が近々行われるのかとの質問があり、丸山理事から、一般教育関係のセンターについて、来年4月から改組する予定であり、所要の計画を策定している段階である旨の報告があった。

以 上